

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現  
に向けた提案・要望**

**分野別提案・要望**

**分野6 魅力と誇りを高める分野**

# ■ 郷土の魅力の創造発信

【内閣官房、内閣府、文部科学省】

県担当課：地域政策課

大学・短大は、地域経済の活性化の核となるとともに、地域のまちづくり等の活動に対して知恵や人材を供給するなど地元自治体の地方創生に欠かせない存在となっている。また、地域を支える貴重な人材を育成し、豊かな交流を通じて地域の魅力を更に高めていくことが必要である。

## 1 地域からの大学等の流出防止

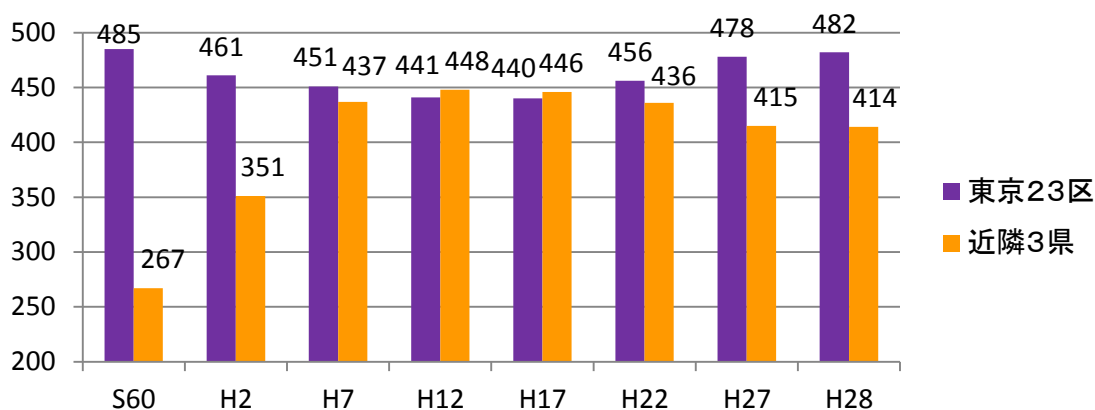
【内閣官房、内閣府、文部科学省】

現在増加傾向にある大学生等の東京23区への過度の集中を防ぎ、首都圏郊外を含む地方の大学等の流出防止を図るよう取り組む施策を打ち出すこと。

### ◆現状・課題

- これまで、昭和34年制定のいわゆる工業等制限法によって、首都圏内においても大学等の郊外立地が進められてきた。大学等の立地に当たり、地元自治体では、補助金等を支出するなど大学等を支援してきた。
- しかし、平成14年に同法が廃止された結果、現在、東京23区外に立地していた大学等の23区内への移転が進んでおり、全国で大学・短大生数が減少している中で都心に通学する大学生等の数は逆に増加傾向にある。
- 大学等は、地域経済の活性化に寄与していることに加えて、地域のシンクタンクとして地域活動の担い手となり、地域を支える貴重な人材の供給・育成などの重要な役割を担っている。
- 地方創生に欠かせない大学等の23区内への過度の集中を防ぐことが必要である。

○大学・短大学生数の推移（首都圏） 単位：千人



| 年度   | S60 | H2  | H7  | H12 | H17 | H22 | H27 | H28 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 23区  | 485 | 461 | 451 | 441 | 440 | 456 | 478 | 482 |
| 近隣3県 | 267 | 351 | 437 | 448 | 446 | 436 | 415 | 414 |

文部科学省：学校基本調査より作成

(参考：埼玉県における移転例)

- ・ 大妻女子大学狭山台キャンパス（入間市）の家政学部と文学部の1年次が千代田キャンパス（千代田区）に移転（平成27年4月）
- ・ 東京理科大学久喜キャンパス（久喜市）の経営学部が神楽坂キャンパス（新宿区）へ全面移転（平成28年4月）

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 大学生等の東京23区への過度の集中を防ぐための大学生定員の規制や23区外に立地する大学等への手厚い助成、大学等と地元自治体との意思疎通・連携を強化する仕組みの創設など、首都近郊を含む地方の大学等の流出防止を図るよう取り組むこと。

# ■ ICT を活用した県民の利便性の向上

【内閣官房、総務省、厚生労働省】

県担当課：情報システム課

ICTの飛躍的な進展により、県民への情報・サービス提供手段としてのウェブサービスの役割は、近年特に大きなものとなっている。また、ビッグデータやオープンデータなど、新たな概念・技術の行政分野での活用が期待されている。

このような状況を踏まえ、県民生活をより便利で豊かなものにするため、ICTの利活用が必要である。

## 1 超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消

【総務省】

希望する全ての国民がITを利活用できる環境の確保に当たっては、地方自治体に新たに財政負担を求めることなく、民間事業者が整備できる手法を国が責任をもって講ずること。

また、市町村等が公設民営方式により整備した光ファイバ網については、整備主体の運営、更新費用に係る財政負担を軽減するため、民間事業者に無償譲渡し当該事業者の責任で運営、更新できる措置を講ずること。

### ◆現状・課題

- ・ 「世界最先端IT国家創造宣言」(2016年5月閣議決定)において、希望する全ての国民がITを利活用できる環境を確保するため「離島などの不採算地域においても、地域の特性を踏まえつつ、地域のIT基盤(超高速ブロードバンド、モバイル)の整備・確保を図る」ことを目標としている。
- ・ 現在、光ファイバを中心とした超高速ブロードバンド基盤の世帯カバー率は、全国平均で99.9%と利用環境の改善が図られているが、条件不利(不採算)地域等においては、超高速ブロードバンド基盤が未整備の地域が存在している。地理的な情報通信格差を是正するため、中山間部などの条件不利地域での整備を促進する必要がある。
- ・ また、総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」等を活用し、公設民営方式で光ファイバ網を整備した市町村等においては、施設の保守・管理費用や耐用年数経過後の更新費用の負担が財政を圧迫する要因となっているが、これらの費用負担に対する支援制度がないのが現状である。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 未整備地域の残る市町村が公設民営方式により光ファイバ網を整備する場合、国の財政上の支援措置を活用しても事業費の3分の2の負担が必要であり、現下の財政事情(他に優先すべきインフラ整備があることなど)を考慮すれば自前による整備は困難なことから、希望する全ての国民がITを利活用できる環境の確保に当たっては原則に立ち返り、民間事業者による整備手法を講ずること。
- ・ 公設民営方式による整備後の保守・管理費用や耐用年数経過後の更新費用に対する国の支援制度がない現状を踏まえ、今後、希望する全ての国民がITを利活用できる環境の確保を見据えた負担のあり方を検討すること。

## 2 携帯電話不感地帯の解消

【総務省】

携帯電話不感地帯の解消を図るため、民間事業者を主体とした既存の支援制度を拡充するとともに、新たな財政支援制度を創設すること。

また、トンネルや緊急輸送道路における携帯電話不感地帯の解消を図るため、民間電気通信事業者の負担軽減を図ること。

### ◆現状・課題

- ・ 居住地における携帯電話不感地帯は解消が進んできているが、地理的に条件不利な地域の世帯数が10戸に満たないような小さな集落や、非居住地にあっても多くの人を訪れる観光地などについては、携帯電話不感地帯の解消が進んでいない現状がある。
- ・ 道路や鉄道については、高速道路、主要国道及び東海道新幹線等主要路線を除き、多くのトンネルにおいて携帯電話不感地帯となっているほか、地震等の大規模災害時の緊急輸送を円滑に行うために指定する緊急輸送道路においても、一部で携帯電話不感地帯が残されている。
- ・ 地理的に条件不利な地域において、市町村が携帯電話等の基地局施設を整備する場合には、国の無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）があるが、小集落等については民間電気通信事業者の採算性の問題からエリア化（当該事業による基地局施設の整備）が進んでいない現状がある。携帯電話の不感地帯を放置することは、救助や救援に支障を来すおそれがあり、国民の安全を脅かすものであるため、早期に解消が図られる必要がある。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 条件不利地域における民間電気通信事業者による設備投資を促進するための支援制度の拡充を図るとともに、民間電気通信事業者を事業主体とする財政支援制度を創設すること。
- ・ 不採算地域への携帯電話基地局の整備や維持管理に係る費用へのユニバーサルサービス制度の適用を検討すること。
- ・ トンネルや緊急輸送道路における携帯電話不感地帯の解消のため、地域の実情に応じた優先度に配慮し、整備計画の策定などの対策を講じるとともに、携帯電話基地局の維持管理に係る費用への支援を行うこと。

### 3 地上デジタル放送共聴施設の維持管理の支援

【総務省】

地上デジタル放送の難視対策は、国と放送事業者が主体となって住民及び地方公共団体を支援すべきであり、共聴施設の維持管理についても、住民及び地方公共団体に過剰な負担とならないよう、新たな支援措置を創設すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 地上デジタル放送の難視対策は、デジタル混信対策及び福島原発避難指示区域における対策を除き、平成27年3月で完了したところである。このうち、共聴施設による対策は、住民及び地方公共団体が主体となって実施し、国と放送事業者が共聴施設の新設・改修を支援することとされてきた。
- ・ 国では無線システム普及支援事業費等補助金により、原則として、新設は補助対象経費の2/3、改修は補助対象経費の1/2に相当する額を補助してきたところである。また、日本放送協会においても、自主共聴組合のデジタル化改修について、加入世帯の負担額に対し助成を行ってきた。
- ・ 一方、共聴施設の維持管理については国や放送事業者による支援措置がなく、住民及び地方公共団体に過剰な負担となっているため、早急な対応を必要としている。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 共聴施設の維持管理について、住民及び地方公共団体に負担とならないよう、新たな支援措置を創設すること。

## 4 社会保障・税番号制度への確実な対応

【内閣官房、総務省、厚生労働省】

社会保障・税番号制度が国家的な社会基盤であることから、当該制度の導入・運用に必要な経費については、地方公共団体の負担とならないよう財政措置を講じること。また、国民や企業に対して、実情に応じたきめ細やかな支援を行うこと。

### ◆現状・課題

- ・ 番号制度の導入に当たり地方公共団体が必要となる情報システムの整備に係る経費については、概ね国庫補助金が手当てされた。
- ・ しかし、運用経費について一部普通地方交付税措置がなされるものの地方公共団体の負担は大きく、今後の制度変更や対象事務の増加によるシステム改修等に係る負担についても、明確な方向性が示されていない。
- ・ 市町村におけるマイナンバーカード発行に係る事務についても、補助対象とされない経費があり負担となっている。
- ・ また、地方公共団体内部において情報を連携する機能（庁内連携機能）については、当初の方針に反して中間サーバーに保持しないとされたことから、地方公共団体の負担でシステムを構築・運用しなければならない。
- ・ さらに、日本年金機構の個人情報流出事案を踏まえた総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」（平成27年12月25日）において、高レベルのセキュリティ対策が求められており、一部経費については国庫補助の対象とされているものの、実質的な地方公共団体の負担額が大きい。
- ・ また、導入に向け地方公共団体が行うべき業務は多岐にわたるが、国から提示される情報が遅い場合や内容が不十分な場合があり、地方公共団体の負担となっている。
- ・ 情報漏えいや不正利用に対する国民の不安は依然として大きく、企業においても制度対応への負担感が大きい。国民や企業に対する周知や制度運用のための支援はまだ不十分である。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ セキュリティ強化対策、マイナンバーカードの発行に係る費用や今後の制度改正に伴うシステム改修について、補助対象経費の拡大を図るなど、制度を進めるに当たり地方公共団体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。
- ・ 機関内での情報連携を実現させる庁内連携機能について、中間サーバーに保持させること。
- ・ 新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を進めるに当たり、国、都道府県及び市町村の権限や役割を明確にすること。
- ・ マイナンバーカード発行に係るシステムや制度運用を見直し、市町村や県民の負担軽減を図ること。
- ・ 番号制度の導入・運用に関し、迅速かつ適切に情報提供を行うとともに、スケジュールの策定等に当たっては地方公共団体の実情を十分に踏まえること。
- ・ 国民や企業に対し、周知や広報を含め、それぞれの実情に応じたきめ細やかな支援を行うこと。

# ■ 快適で魅力あふれるまちづくり

【財務省、国土交通省】

県担当課： 用地課、道路環境課、市街地整備課  
公園スタジアム課、住宅課

本県は都市のにぎわいと田園のゆとりを併せ持つ魅力ある県である。今後想定される人口減少社会を見据えると、更に魅力を高め、活力ある県土づくりを進めていく必要がある。

そこで、都市基盤の整備や景観に配慮したまちづくりや住民主体の住環境の整備への支援などを進めることにより、快適で魅力あふれるまちづくりを進めることが求められている。

## 1 土地区画整理事業の推進

【国土交通省】

快適で魅力あふれるまちづくりを進めるため、土地区画整理事業の推進のために必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- ・ 地価の低迷や厳しい財政状況の下、事業財源の確保が困難になり、事業期間の長期化や、借入金の返済が難しくなっている。このため、事業効果を早期に発揮するため、国による財政支援の拡充が不可欠である。
- ・ 土地区画整理事業の施行状況（平成29年3月31日現在）

|       | 地区数    | 面積          |
|-------|--------|-------------|
| 施行中地区 | 117 地区 | 4,737.5 ha  |
| 施行済地区 | 455 地区 | 19,675.5 ha |
| 合計    | 572 地区 | 24,413.0 ha |

※事業施行中の地区数、面積とも全国1位

- ・ つくばエクスプレス沿線地域においては鉄道整備と一体的に進めており、平成17年8月の鉄道開業を受け、一層の駅周辺の整備推進が必要である。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 土地区画整理事業では、道路、公園等の公共施設と宅地を一体的に整備して、安全・快適・魅力あるまちづくりを進めている。土地区画整理事業の推進のために必要な財源を確保すること。



## 2 市街地再開発事業の推進

【国土交通省】

都市の防災性を高め、ゆとりとにぎわいのある快適なまちづくりを進めるため、市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県では、昭和40年代以降の急激な人口流入などにより、市街地環境の悪化、災害危険性の増大などの問題が発生している。
- ・ また、中心市街地の人口の空洞化、既存商店街の活力の低下などが大きな問題となっている。

○市街地再開発事業の施行状況（平成29年3月31日現在）

|       | 地区数   | 面積      |
|-------|-------|---------|
| 施行中地区 | 9 地区  | 12.1 ha |
| 施行済地区 | 53 地区 | 73.1 ha |
| 合計    | 62 地区 | 85.2 ha |

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 都市の防災性を高め、ゆとりとにぎわいのある快適なまちづくりを進め、また、被災時対策（帰宅困難者対策など）やエコ施策においても役割が期待される市街地再開発事業の推進のため、財政的支援を拡充するなど必要な財源を確保すること。

### 3 都市公園事業の推進

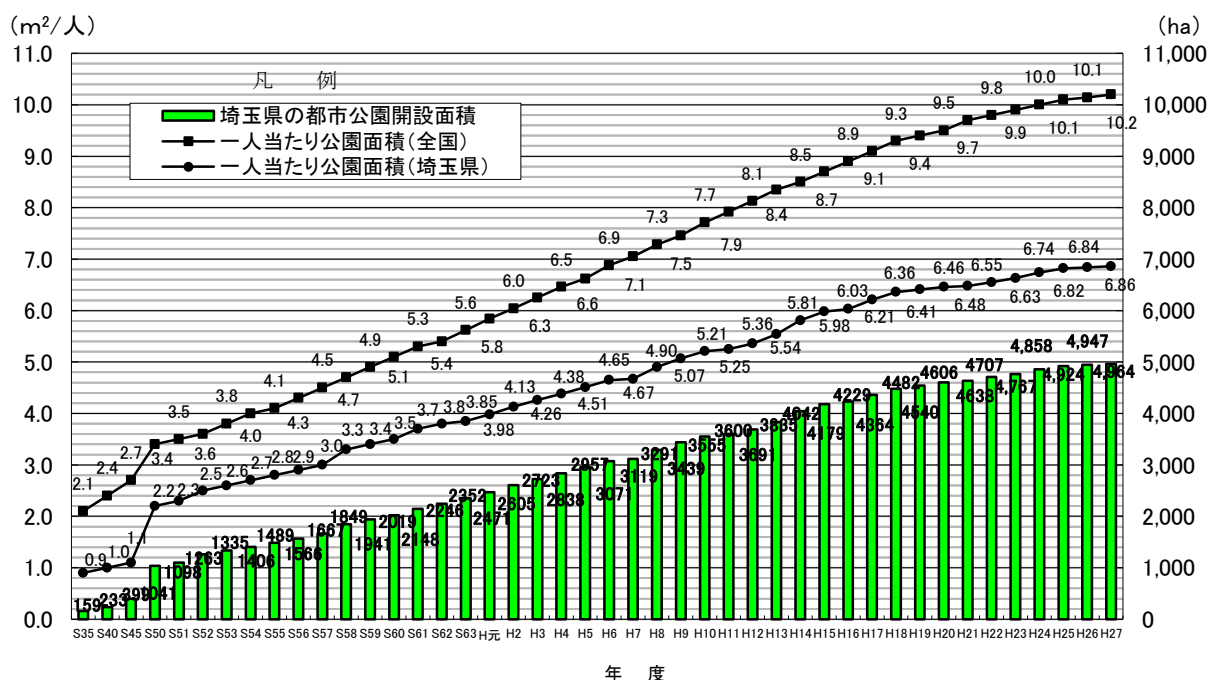
【国土交通省】

生活に潤いと安らぎを与えるとともにスポーツ・レクリエーションなどの憩い場となり、災害時には避難地や防災活動拠点となる都市公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。

#### ◆現状・課題

- 本県の都市公園面積は、全国5位（平成27年度末）となっているものの、1人当たり公園面積は、全国平均を大きく下回る状況となっている。

○都市公園面積・1人当たり公園面積推移



#### ◆提案・要望の具体的内容

- 都市公園は生活に潤いと安らぎを与えるとともにスポーツ・レクリエーションなどの憩い場となり、また、災害時には避難地や防災活動拠点にもなる。都市公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。
- ラグビーワールドカップ2019の会場である熊谷ラグビー場については、大会開催に向けた施設整備及び改修に必要な財源を確保すること。

## 4 安全で快適な歩行空間の整備

【国土交通省】

高齢者や障害者等誰もが安心して利用できる安全で快適な歩行空間を確保するとともに、良好な住環境整備のため、幅の広い歩道の整備、電線類の地中化に必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- 高齢者をはじめとする交通弱者の安全な通行を確保するため、幅の広い歩道の整備を進める必要がある。

○歩道の整備状況（県管理道路） 平成28年4月1日現在

| 県管理道路延長   | 歩道整備延長    | 歩道整備率 |
|-----------|-----------|-------|
| 2,791.5km | 2,024.8km | 72.5% |

※さいたま市管理分を除く。

○歩道整備率の推移（県管理道路）

| H23.4.1 | H24.4.1 | H25.4.1 | H26.4.1 | H27.4.1 | H28.4.1 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 70.7%   | 71.3%   | 71.6%   | 72.0%   | 72.3%   | 72.5%   |

※さいたま市管理分を除く。

○歩道の幅員別整備状況（県管理道路） 平成28年4月1日現在

| 歩道幅員<br>(m) | 0.75以上<br>～2.0未満 | 2.0以上<br>～3.5未満 | 3.5以上 | 合計      |
|-------------|------------------|-----------------|-------|---------|
| 整備延長(km)    | 338.4            | 1,165.6         | 520.8 | 2,024.8 |
| 構成比         | 16.7%            | 57.6%           | 25.7% | 100%    |

※さいたま市管理分を除く。

- 安全で快適な歩行空間の確保や地震等に対するライフラインの安全性や信頼性の向上を図るため、電線類の地中化を進める必要がある。
- 電線類の地中化を進めるためには多くの事業費が必要であり、財源確保と共にコスト削減が必要不可欠である。

○電線類地中化の実施状況（県管理道路） 平成28年4月1日現在

| 埼玉県無電柱化推進計画の計画延長<br>(計画期間：H21～) | 施工済延長  | 進捗率   |
|---------------------------------|--------|-------|
| 39.8km                          | 12.6km | 31.7% |

※さいたま市管理分を除く。

### ◆提案・要望の具体的内容

- 高齢者や障害者等誰もが安心して利用できる安全で快適な歩行空間を確保するとともに、良好な住環境整備のために、幅の広い歩道の整備や電線類の地中化に必要な財源を確保すること。
- 電線類の地中化を進めるために、施工方法や構造などについて低コスト化の研究開発と普及を進めること。
- 電線管理者による単独地中化など、電線類地中化の整備手法についても検討及び普及を進めること。

## 5 空き家を含めた中古住宅流通促進に向けた対策の推進

【国土交通省】

空き家を含めた中古住宅の流通を促進するため、中古住宅の購入者に対する各種税制・金利優遇を更に充実させるとともに、安心して中古住宅を購入できる環境の整備を行うこと。

また、空き家となっている利活用可能な中古住宅の流通市場への提供を促進するため、その所有者に対する所得税の見直しを講じること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県の住宅ストックは世帯数292万世帯を上回る約327万戸である。
- ・ 新築住宅は年間約5.7万戸供給される一方で滅失は年間約6千戸にとどまり住宅ストックは年々増加している。
- ・ 平成25年の本県の空き家は、空き家率で10.9%、戸数では約35万5千戸であり、今後も増加が予測される。
- ・ 全国と比較すると空き家率では第44位の状況であるが、空き家の戸数では第8位と上位に位置している。
- ・ 特に、利用目的の定まっていない空き家については、平成25年は11万2千戸と平成20年から1万4千戸の増加となっていることに加え、空き家全数の31%を占めている。
- ・ 利活用可能な空き家を放置すると管理の状況によっては、外部に悪影響を与える空き家となるおそれもあることから、中古住宅の流通を促進する必要がある。
- ・ また、中古住宅は法への適合や構造躯体の状態が確認できず、そのことが購入者の不安要因であるため、不安を解消できる環境整備が必要である。
- ・ 特に、長い間放置されている利活用可能な空き家となっている中古住宅の所有者に対しては、その住宅を住宅市場に提供させることに導く新たな仕組みづくりが必要である。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 空き家を含めた中古住宅の流通を促進するため、中古住宅購入者に対する所得税などの各種税制・金利の見直しを講じること。
- ・ 中古住宅の購入者が中古住宅の適法性、耐震性及び躯体などに問題がないことを確認でき、誰もが安心して中古住宅を購入できる仕組みの構築を図ること。
- ・ 空き家の流通を促進するため、空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）の適用範囲の拡大を行うこと。

## 6 民間マンションの管理適正化に向けた対策の推進 【新規】

【国土交通省】

マンションの管理組合に対し、県や市町村への管理状況の報告を義務付けるとともに、県や市町村に調査・指導権限を付与する法整備を行うこと。

### ◆現状・課題

- ・ 都市部においては、民間の分譲マンションに住む世帯の割合が高く、主要な居住形態の一つとして定着している。一方で、マンションの高経年化が進み、入居者も高齢化する中で、管理組合による適正な管理が行われず、建物の老朽化が進行する事態が懸念されている。
- ・ 本県の民間マンションのストックは約42万8千戸であり、全住戸約327万戸に対する割合（マンション化率）は約13%である。[H28本県住宅課調べ、H25年度住宅土地統計調査]
- ・ そのうち、建築後30年を経過（高経年化）したマンションは約12万3千戸であり、マンションストックの約3割を占め、今後10年間で、本県の高経年化したマンションは、約2倍に増加する見込みである。[H28本県住宅課調べ]
- ・ 本県では、平成26年度から28年度までの3か年で意欲的な県内9市と連携し、建築後30年を経過したマンションを対象として「老朽化マンション管理適正化支援先導事業」を実施した。
- ・ この事業では、アンケート調査などの結果、課題があると思われるマンションのうち希望する管理組合に、マンション管理の専門家である「埼玉県分譲マンションアドバイザー」を派遣した。その結果、管理組合による自主的な改善に向けた取組が始まっている。
- ・ しかし、アンケート調査への回答や専門家による支援の受け入れはいずれも任意であり、強制力を持たない。そのため、課題があるマンションの把握や改善指導の徹底ができず、今後適切に維持管理されない老朽化マンションが増加し、将来、周辺の住環境にも悪影響を及ぼすおそれがある。
- ・ 老朽化マンションの管理適正化は、程度の差はあるものの全国的な課題であり、都道府県や市町村が全てのマンションの管理状況を的確に把握し、改善に向けた指導等を円滑に実施できるようにするためには、法整備が必要である。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 県及び市町村がマンションの管理組合による管理状況を的確に把握し、改善に向けた指導等を円滑に実施できるよう、マンションの管理の適正化の推進に関する法律を改正し、次の規定を整備すること。
  - ①マンションの管理状況の報告の義務化
  - ②上記義務を怠った管理組合に対し、県・市町村が調査・指導・勧告・公表する権限を付与

## 7 代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引上げ

【財務省、国土交通省】

公共事業用地の取得を行う際の代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を、現行の1,500万円から3,000万円に引き上げること。

### ◆現状・課題

- ・ 公共事業用地の取得を行う際、土地所有者が補償金に代えて代替地を要望する例が非常に多い。
- ・ 公共事業の円滑な推進を図るためには、代替地の問題を解決することが必要不可欠であるが、特別控除額が1,500万円では、代替地を提供することのメリットが小さいため、代替地提供の協力が得にくく、代替地取得のあい路となっている。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 代替地の確保を容易にすることで公共事業用地提供者の生活再建を促進し、もって公共事業の円滑な推進を図るために、代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を引き上げること。

## 8 納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除

【財務省、国土交通省】

納税猶予の特例に係る農地を公共事業用地として譲渡した場合の贈与税・相続税を免除すること。

### ◆現状・課題

- ・ 納税猶予の特例に係る農地（以下「納税猶予農地」という。）については、租税特別措置法に基づき、その贈与税及び相続税が猶予されている。
- ・ しかし、納税猶予農地を公共事業用地として譲渡する場合、代替の農地等を取得しないときは、猶予されていた贈与税又は相続税を納税しなければならない。
- ・ そのため、納税猶予農地の所有者の理解を得ることが難しく、公共事業用地取得の大きな妨げとなっている。
- ・ こうした状況から、河川改修等に必要な用地を取得できず、緊急性の高い災害防止対策工事の遅れにもつながっている。
- ・ 公共事業用地の取得は、相手方が買取りの申し出を拒む場合、最終的には相手方の意志にかかわりなく、事業施行者が収用することになることから、収用該当事業により納税猶予農地を譲渡する場合は、贈与税又は相続税を全額免除する必要がある。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 納税猶予農地等を公共事業用地として譲渡を行った場合は、租税特別措置法に基づく贈与税又は相続税を全額免除すること。

# ■多様な主体による地域社会づくり

【厚生労働省】

県担当課：社会福祉課

本県では、異次元の高齢化が進む中、地域の活力を維持していくため、県民、NPO、地域団体、企業など多様な主体による共助の取組を進めている。

県民が安心して暮らせる地域づくりのためには、地域住民はもとより、日頃住民と密に接するライフライン事業者などの関係機関の協力が不可欠である。

## 1 孤立死防止対策の充実

【厚生労働省】

地域住民やライフライン事業者などの関係機関が居住者の異変を発見し生命の危険が予見される場合において、自治体へ通報しやすくする環境づくりを更に進めること。

### ◆現状・課題

- 各自治体においては、自治会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動など、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいる。
- しかしながら、様々な事情により自らSOSを発信できない、あるいは発信しない住民などへの支援が課題となっている。
- そこで、地域住民のほか、電気・ガス・水道といったライフライン事業者や新聞配達業者、宅配業者など日頃住民と接する機会が多い業者などの関係機関の協力を得て、早期発見の仕組みを構築することが重要である。
- 「個人情報の保護に関する法律」には、「利用目的による制限（第16条）」及び「第三者提供の制限（第23条）」の規定がある。
- 同法では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、これらの制限は適用除外とされている。
- しかし、国のガイドラインには、個人情報の提供制限の例外については記載されているが、地域住民やライフライン事業者などの関係機関が躊躇することなく通報できるようにする具体的事例が記載されていない。

### ◆提案・要望の具体的内容

- 地域住民やライフライン事業者などの関係機関が居住者の異変を発見し、生命の危険が予見される場合には、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供できることをガイドラインなどに事例として明記し、発見者が自治体へ通報しやすい環境づくりを更に進めること。

## 2 生活福祉資金相談体制の維持

【厚生労働省】

生活福祉資金貸付制度について、県及び市町村の社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。

### ◆現状・課題

- 生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的として実施している。
- 実施主体である県社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会や民生委員の協力により、相談、貸付けから償還終了まで制度を運営している。
- 本県では制度の適正な実施を確保するため、毎年度、県社会福祉協議会に対して、事業の実施に要する経費を補助している。
- 平成26年度は、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して74,954千円、国の交付金で造成された緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として245,560千円、合計で320,514千円の補助金を交付した。
- 平成27年度は国の補助制度が変更され、これまで厚生労働大臣が認めた額とされていた補助基準額が、貸付件数等の実績に基づいて決定される方式に改められた。新たな算定式では、本県の補助基準額は48,012千円であったが、経過措置による個別協議が認められ、本県の所要額であった97,561千円が確保された。
- 同様に、平成28年度の補助基準額は45,256千円であったが、経過措置により、本県の補助基準額は60,712千円となった。29年度においても、28年度と同額が確保される見込みである。
- また、平成26年度で市町村社会福祉協議会等の相談体制整備に係る経費への補助制度が廃止されたが、27年度からは国の制度要綱の改正により、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して同経費に充てることが可能となった。
- ただし、この貸付原資取崩しの取扱いは、あくまでも基金廃止に伴う激変緩和の経過措置であり、基本的には廃止していくことが必要との考えが国から示されている。
- 生活福祉資金の貸付件数は年々減少しているが、貸付後の償還期間が20年のものもあり、貸付後も長期にわたって多くの借入者の自立や償還のため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が相談支援を続けていく必要がある。
- しかし、平成30年度以降は、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会の相談体制の維持に必要な財源が担保されていない。



◆参考 国庫補助額の推移

(1) 県社会福祉協議会の人件費及び事務費、民生委員実費弁償費

【平成26年度】

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 補助金額                 | 113,811千円 |
| (財源)                 |           |
| ①セーフティネット支援対策等事業費補助金 | 74,954千円  |
| (国1/2、県1/2)          |           |
| ②緊急雇用創出事業臨時特例基金      | 38,857千円  |
| (国10/10)             |           |



【平成27年度】

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| a 補助基準額                        | 48,012千円 |
| b 経過措置による加算                    | 49,549千円 |
| ↓                              |          |
| 補助金額 (a + b)                   | 97,561千円 |
| (財源)                           |          |
| 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2) |          |



【平成28年度及び平成29年度 (見込み)】

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| a 補助基準額                        | 45,256千円 |
| b 経過措置による加算                    | 15,456千円 |
| ↓                              |          |
| 補助金額 (a + b)                   | 60,712千円 |
| (財源)                           |          |
| 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (国1/2、県1/2) |          |

(2) 市町村社会福祉協議会の相談体制整備のための人件費、事務費

【平成26年度】

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 補助金額                    | 206,703千円 |
| (財源)                    |           |
| 緊急雇用創出事業臨時特例基金 (国10/10) |           |



【平成27年度】

|   |           |
|---|-----------|
| 補助金額  | 103,351千円 |
| (財源)  |           |
| 生活福祉資金原資<br>平成26年度実績相当額の1/2を目安に、平成25年度償還金収入実績額の3割まで |           |



【平成28年度及び平成29年度 (見込み)】

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 補助金額                            | 103,189千円 |
| (財源)                            |           |
| 生活福祉資金原資<br>平成26年度償還金収入実績額の3割まで |           |

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 全国共通の生活福祉資金貸付制度について、県及び市町村社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。

# ■ 人権の尊重

【内閣官房、外務省】

県担当課：社会福祉課

平成26年5月の日朝実務者協議において、北朝鮮は拉致の疑いが排除されない行方不明者も含めた全ての日本人の再調査の合意をしたが、平成28年2月に一方的に再調査の中止を表明した。

本県出身の拉致被害者田口八重子さんをはじめ、警察が拉致被害者と断定している者や拉致の可能性を排除できない特定失踪者など、多数の方々の存否がまだ確認されていない。

## 1 日本人拉致問題の早期解決

【内閣官房、外務省】

北朝鮮と期限を区切って交渉するなど、早急に全ての拉致被害者等の生存確認及び帰国の実現を図ること。

また、拉致の可能性を排除できない行方不明者についても徹底した調査、確認を行い、拉致が確認され次第、速やかに被害者として認定すること。

さらに、拉致被害者の帰国が実現した場合の帰国者の生活再建に十分な対応をすること。

### ◆現状・課題

- 平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮が拉致を認めてから、10年以上経過しているが、その間平成16年までに拉致被害者5人と家族8人が帰国して以降は新たな帰国者はない。
- 本県関係の拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない行方不明者15名に関しても、いまだに明確な情報が得られていない。
- 平成28年12月に国連総会で北朝鮮の拉致等の人権侵害に対して国際刑事裁判所に付託する決議が昨年に引き続いて採択されるなど、国際的な関心も一層高まっている。
- 平成26年5月の日朝実務者協議で、北朝鮮は拉致の疑いが排除されない行方不明者も含めた全ての日本人の再調査を約束し、7月には調査委員会を設置した。しかし、平成28年2月に北朝鮮が再調査の中止と調査委員会の解体を一方的に表明し、状況は進展していない。

### ◆提案・要望の具体的内容

- 拉致問題の解決に向けて、関係諸国や国際機関等と緊密に連携しながら、北朝鮮の行動を促す圧力となる方策を検討し、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明者の生存確認及び早期帰国を実現させること。
- 北朝鮮との協議に当たっては、北朝鮮側のペースで進むことなく、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を維持しつつ、あらゆる手段を用いて交渉を行うこと。
- 拉致被害者等の安全確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、北朝鮮による拉致の疑いが排除されない行方不明者についての調査・事実確認を徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として速やかに認定すること。
- 地方自治体と様々な情報の共有を進めるとともに、地方自治体の啓発事業に支援を図ること。
- 拉致被害者の帰国が実現した場合には、家族を含めた帰国者の生活再建に十分な対応をすること。